

門司区医師会ケア・マネージサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人北九州市門司区医師会が開設する指定居宅介護支援事業所 門司区医師会ケア・マネージサービス(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等の利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、居宅サービス計画を作成し、当該サービスが確保されるよう連絡調整その他の便宜の供与を行う等によって、要介護者等の心身の回復・維持と生活の質の確保が図れるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 門司区医師会ケア・マネージサービス
- (2) 所在地 北九州市門司区小森江3丁目12番11号

(職員の職種、職務内容)

第4条 この事業は次の職員で構成する。

- (1) 管理者1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員2名以上(常勤専従職員2名以上 常勤兼務職員1名、管理者と兼務)
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成し、利用者またはその家族へ説明する。また、当該サービス計画に基づく指定居宅サービス等が確保されるよう連絡調整その他の便宜の供与を行う。さらに、必要に応じて関係サービス機関への情報の提供を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 この事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は原則として、毎週月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - (2) 使用する課題分析票の種類
利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所
利用者宅及び事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度
月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
 - (5) モニタリングの結果記録
月1回
- 2 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、北九州市門司区とする。

(交通費)

第8条 通常の実施地域に居住の利用者は無料とする。通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 公共交通機関利用移動に要した実費請求
- (2) 実施地域との境から片道1キロメートル未満 無料
- (3) 実施地域との境から片道1キロメートル以上 300円

実施地域との境

小倉北区 手向山トンネル出口地点

小倉南区 門司区吉志と小倉南区吉田の境にある小倉南区の看板設置地点

2 前項の費用の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又は、その家族に対して事前に地域外交通費規定説明書でその額等に関して説明を行い、支払いに同意する旨を重要事項説明書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員等が、訪問調査実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(記録等の整備)

第10条 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、居宅サービス計画、サービス担当者会議などの記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(ハラスメントの防止・対応)

第11条 施設(事業所)は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

2 施設(事業所)は職員が利用者やその家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や施設(事業所)の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限又は契約を解除することができる。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待等の防止のため、次の処置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業者は、指定居宅介護等の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万が一、利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の同意を得た時のみ、その条件と期間内に身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録すること。

(業務継続計画の策定)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時等において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他の運営についての留意事項)

- 第16条 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修(採用後3ヶ月以内)
- ② 継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益社団法人北九州市門司区医師会理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年8月1日から施行する。

- | | | |
|---------------|--------------|-------------|
| ・平成12年8月1日改訂 | ・平成27年8月1日改訂 | ・令和7年4月1日改訂 |
| ・平成13年10月1日改訂 | ・平成27年9月1日改訂 | |
| ・平成17年6月1日改訂 | ・平成29年1月1日改訂 | |
| ・平成18年9月1日改訂 | ・平成29年2月1日改訂 | |
| ・平成19年9月1日改訂 | ・平成29年6月1日改訂 | |
| ・平成23年7月1日改訂 | ・平成29年8月1日改訂 | |
| ・平成25年3月1日改訂 | ・平成31年3月1日改訂 | |
| ・平成26年4月1日改訂 | ・平成31年4月1日改訂 | |
| ・平成26年7月1日改訂 | ・令和元年6月1日改訂 | |
| ・平成26年7月2日改訂 | ・令和2年2月1日改訂 | |
| ・平成27年6月1日改訂 | ・令和6年4月1日改訂 | |
| ・平成27年6月2日改訂 | ・令和6年6月2日改訂 | |